

平成28年度実績評価計画書

国家公安委員会・警察庁

第1 この計画書の趣旨

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成28年3月国家公安委員会・警察庁決定)においては、国家公安委員会及び警察庁における実績評価方式による評価について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標(基本目標)を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的な目標(業績目標)を選択した上で、業績目標ごとに設定した業績指標(認知件数等のアウトカム指標又は検挙件数等のアウトプット指標)を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものとし、毎年度、実績評価計画書を作成し、公表することとしている。

第2 評価の対象

平成28年度においては、次の7つの基本目標を実現するための18の業績目標について、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、実現状況を把握することとする。

なお、業績目標ごとの実現状況については、29年度に評価書を作成する。

基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止

基本目標2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標4 捜査への科学技術の活用
- 業績目標5 被疑者取調べの適正化

基本目標3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標2 国際組織犯罪対策の強化

基本目標4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標2 運転者対策の推進
- 業績目標3 道路交通環境の整備

基本目標5 国の公安の維持

- 業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標2 災害への的確な対処
- 業績目標3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

※ 施策全般に関わる事業については、「平成28年行政事業レビュー」各欄への記入を省略している。

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課	政策評価実施予定時期	29年7月頃
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進	政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穏の確保		
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。				

業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注2)									目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度		
① 地域住民等の安全を脅かしている犯罪(注1)の認知件数	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値よりも減少させる。	23~27年度	28年度	重要犯罪(件)	14,290	14,463	14,604	13,856	12,326	13,908		地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数の減少は、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策や子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となるため。	
				殺人	1,034	1,042	952	1,028	943	1,000			
				強盗	3,700	3,615	3,267	2,916	2,387	3,177			
				放火	1,083	1,052	1,093	1,100	1,054	1,076			
				強姦	1,214	1,309	1,389	1,253	1,138	1,261			
				略取誘拐 人身売買	178	172	188	211	191	188			
				強制わいせつ	7,081	7,273	7,715	7,348	6,613	7,206			
				住宅対象侵入犯罪(件)	85,577	81,763	75,819	65,140	61,786	74,017			
				住宅強盗	277	279	243	221	187	241			
				空き巣	45,488	43,904	39,213	33,339	30,497	38,488			
				忍込み	15,983	13,419	13,499	11,293	11,870	13,213			
				居空き	3,622	3,737	3,228	2,644	2,388	3,124			
住居侵入	20,207	20,424	19,636	17,643	16,844	18,951							

注1 都道府県警察が、犯罪統計等を分析し、地域住民等の安全を脅かしているものとして認めた種類の犯罪(重点犯罪)のうち、警察庁が実績評価を行うに当たり、全国的な犯罪情勢を勘案し、選定した犯罪
 注2 27年度の数値は暫定値

参考指標	項目	年度(年)ごとの実績値							参考指標の考え方
		23年度(23年)	24年度(24年)	25年度(25年)	26年度(26年)	27年度(27年)	23~27年度(年)(平均)	28年度(28年)	
① 刑法犯の認知件数(注3)	刑法犯認知件数(件)	1,481,578	1,377,540	1,300,308	1,190,844	1,078,637	1,285,781		刑法犯認知件数は、犯罪の発生状況を示すもので、市民の安全と平穏の確保の度合いを測る一つの指標となる。
② 防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)(注4)	団体数(団体)	45,672	46,673	47,084	47,532	48,060	47,004		防犯ボランティアの活動は、地域の連帯感の醸成を促すなど犯罪抑止に繋がる活動であり、団体数・構成員数はその活動状況を示すものとして、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	構成員数(人)	2,713,968	2,773,597	2,747,268	2,776,438	2,758,659	2,753,986		
③ 少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受案件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)(注3)	75,974	63,168	54,385	46,483	37,062	55,414		刑法犯少年の検挙人員、非行の前段階である不良行為少年の補導人員及び非行問題に関する少年相談受案件数は、少年の非行防止の度合いを測る一つの指標となる。
	不良行為少年の補導人員(人)(注4)	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	822,743		
	少年相談受案件数(非行問題)(件)(注4)	13,556	13,341	12,251	11,536	10,641	12,265		

④ 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件) (注3)	7,175	7,066	6,713	6,244	5,909	6,621		風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数は、良好な生活環境の保持を目的とした施策の推進状況を示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	検挙人員(人) (注3)	7,580	7,122	6,514	5,942	5,722	6,576		
	行政処分件数 (件)(注4)	8,894	8,854	8,731	7,306	7,147	8,186		
⑤ 猟銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件) (注4)	33	31	37	32	17	30		猟銃等による事件・事故の発生件数は、良好な生活環境の保持を目的とした施策の推進状況を示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	うち事件(注4)	5	0	3	4	1	3		
	うち事故(注4)	28	31	34	28	16	27		
⑥ 「社会意識に関する世論調査」の結果		-							「社会意識に関する世論調査」には、社会の現状に対する認識等を問う設問があり、当該設問の結果は、国民の治安に対する認識を図る一つの指標となる。
注3 27年度の数値は暫定値 注4 各年の実績値を記入している。									

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー			
	26年度	27年度				事業番号	事業名		
(1) 持続可能な安全・安心まちづくりの推進(平成26年度)				①・②	防犯ボランティア活動を通して感じている問題点や障害となっている課題を抽出し、ニーズに応じた対策を推進することで、構成員の高齢化・固定化の解消や、地域コミュニティ主体による活動の活性化を図り、社会の各層が参加する持続可能な活動とするための取組を推進する。また、街灯や防犯カメラ等の整備を行おうとする地域に対し、地域住民の合意形成、費用負担、運営管理等に係るノウハウを提供し、街灯や防犯カメラ等防犯環境の整備を促進する。	1	防犯ボランティア支援事業の推進		
(2) 子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進(21年度)				①	21年4月に全都道府県警察に設置した子供女性安全対策班を活用し、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる「先制・予防的活動」を推進し、被害の未然防止対策の強化を図る。				
(3) 携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進				①	地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供する。				
(4) 高齢者犯罪被害防止対策の推進				③	特殊詐欺や利権勧誘事犯の捜査の過程で入手した、犯行に利用されていたと認められる名簿を活用し、これら名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うこと等により、先制的に被害の阻止又は被害の拡大防止を図る。	3	高齢者犯罪被害防止事業		
(5) 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進(11年度)				①	防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度等の構築を推進するなど、防犯性に優れた住宅の普及を促進し、住宅侵入犯罪を抑止する。				
(6) 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進(16年度)				①	警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(OP部品)の開発・普及を促進し、住宅の防犯性能を高め、住宅侵入犯罪を抑止する。	4	生活安全警察執務資料作成等		
(7) 非行少年を生まない社会づくりの推進				①・③	少年補導職員等で構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・団体、ボランティア等と連携しながら、農業体験活動を始めるなど各種体験活動や非行防止教室の実施等により、非行少年を生まない社会づくりを推進する。	2 4	児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進 生活安全警察執務資料作成等		
(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の確かな運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進				①・④	繁華街・歓楽街を中心とした視察や風俗営業所等への立入り等により風俗実態を把握し、積極的な行政処分と暴力団、来日外国人犯罪組織等の関与も視野に入れた厳正な取締りにより違法営業を排除する。また、地元商工会、地域住民、自治体等による協議会を設置するなどし、官民の連携による各種防犯活動や環境浄化活動等を推進するほか、まちづくり計画等に基づいた各種整備事業等を推進する。				
(9) 人身取引事犯の取締りの強化				①・④	幅広く情報収集を行うとともに突き上げ捜査を行い、各種法令を多角的に運用して、雇用主やブローカーの検挙に努めるなど人身取引事犯の取締りを行う。	4	生活安全警察執務資料作成等		
(10) 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除				①・⑤	猟銃等の取扱いに関する基本的な事項に加え、具体的な事故原因・防止方策等の指導を徹底するとともに、面接調査・周辺調査等の各種調査や照会により不適格者の排除を確実に行い、猟銃等による事件・事故の発生を抑止する。				
(11) 児童虐待への対応強化に関する調査研究				①・⑥	児童虐待をめぐる深刻な状況を踏まえ、児童虐待への新たな対応のあり方等について研究・検討を行い、その成果物である執務資料を全国の警察へ配布し、警察の児童虐待案件への対応力強化を図る。	28-1	児童虐待への対応強化に関する調査研究		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、26年度執行額104,032千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額124,391千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案69,117千円(125,096,438千円)であった(生活安全警察費、()内は複数の政策にわたる経費)。								

業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「人身取引対策行動計画2014」(26年12月16日犯罪対策関係会議) 4 人身取引の撲滅 (1) 取締りの徹底 (2) 国境を越えた犯罪の取締り
	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) III 戦略の内容 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (4) 銃器対策の推進 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進
	○ 「子供・若者育成支援推進大綱」(28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3 基本的な施策 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保		政策所管課	地域課				政策評価実施予定時期	29年7月頃			
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化		政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保								
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。											
業績指標	達成目標		年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠
	基準年	達成年	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度		
① 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、前年度並みの水準を維持する。	27年度	28年度	総検挙人員(人)	377,957	347,483	324,754	314,835	304,932	333,992		刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				うち地域警察官による検挙人員(人)	309,175	275,798	250,026	237,022	224,920	259,388		
				占める割合(%)	81.8	79.4	77.0	75.3	73.8	77.7		
※ 27年度は暫定値。28年4月地域課作成												
参考指標		年度(年)ごとの実績値									参考指標の考え方	
		項目	23年度(23年)	24年度(24年)	25年度(25年)	26年度(26年)	27年度(27年)	23~27年度(年)平均	28年度(28年)			
① 地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況		刑法犯(人)	258,051	229,502	207,417	195,008	183,500	214,696		地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況(人員)は、地域警察官による街頭活動の状況を示す一つの指標となる。		
		特別法犯(人)	51,124	46,296	42,609	42,014	41,420	44,693				
		計	309,175	275,798	250,026	237,022	224,920	259,388				
※ 27年度は暫定値。28年4月地域課作成												
② 警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム(※年単位で算出)		レスポンス・タイム	6分54秒	7分1秒	6分57秒	7分0秒	7分6秒	7分0秒		警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイムは、初動警察活動の状況を示す一つの指標となる。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) 26年度 27年度	28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等					28年行政事業レビュー			
(1) パトロールの強化			①・参①	犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内の治安情勢に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう、都道府県警察に対し指示する。								
(2) 職務質問技能の伝承(10年度)			①・参①	全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進する。								
(3) 交番相談員の活用(6年度)			①・参①	交番相談員の活用により、交番機能の強化を図る。								
(4) 初動警察刷新強化施策の推進(21年度)			①・参②	通信指令機能の強化、通信指令を担う人材の育成強化、初動警察における事案対応能力の強化等を推進する。								
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、26年度執行額104,032千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額124,391千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案69,117千円(125,096,438千円)であった(生活安全警察費、<)内は複数の政策にわたる経費)。											
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進											

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保			政策所管課	生活経済対策管理官				政策評価実施予定時期	29年7月頃		
業績目標	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止			政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保							
業績目標の説明	悪質商法等や後の世代に引き継ぐべき生活環境を破壊する環境事犯の取締りを推進することで、市民生活の安全と平穩を確保する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	
① 悪質商法等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する。	27年	28年	検挙事件数(事件)	562	490	550	635	634	574	悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員について、左記の目標を達成することは、悪質商法等の取締りが継続して推進されたことを示し、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となるため。	
				検挙人員(人)	1,164	925	1,130	1,115	974	1,062		
注1 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯												
② 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、前年並みの水準を維持する。	27年	28年	検挙事件数(事件)	1,038	1,007	922	839	749	911	廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、左記の目標を達成することは、産業廃棄物事犯の取締りが継続して推進されていることを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。	
				検挙人員(人)	1,609	1,485	1,408	1,285	1,161	1,390		
③ 犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数(注2)	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。	27年	28年	件数(件)	23,938	29,086	33,680	35,886	29,207	30,359	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供は、被害の未然・拡大防止に極めて有効であるところ、当該情報提供件数の増加は、被害の未然・拡大防止対策が推進されたことを示し、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となるため。	
注2 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。												
参考指標	年ごとの実績値								参考指標の考え方			
	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年				
① 悪質商法等の相談件数(注3)	利殖勧誘事犯の相談件数(件)	15,753	9,569	8,284	5,722	4,005	8,667	利殖勧誘事犯の相談件数、特定商取引等事犯の相談件数、ヤミ金融事犯の相談件数は悪質商法等の発生状況を反映するもので、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となる。				
	特定商取引等事犯の相談件数(件)	102,061	97,709	110,933	107,167	95,572	102,688					
	ヤミ金融事犯の相談件数(件)(注4)	1,593	1,410	1,441	1,320	838	1,320					
注3 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に28年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を1円以上支払ってしまったものを相談件数として計上している。 注4 相談内容に「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含むものが対象となるもので、当庁で抽出したもの												
② 産業廃棄物の不法投棄件数(注5)	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	不法投棄件数は、産業廃棄物事犯の発生状況を示すもので、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となる。			
	不法投棄件数(件)	192	187	159	165							
注5 産業廃棄物の不法投棄件数については、環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」から引用												
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー						
	26年度	27年度				事業番号	事業名					
(1) 悪質商法等及び産業廃棄物事犯の取締りの推進	—		—	①・②	被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期の事件化を図るほか、国民の健康を脅かす可能性が高い産業廃棄物事犯の取締りを推進する。	4	生活安全警察執務資料作成等					
(2) 犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進	—			③	悪質商法等の被害拡大防止や被害回復を図るため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進する。							

(3) 関係機関・団体との連携の推進	①・②・③	消費者庁等の関係機関及び金融機関と連携しつつ、悪質商法等や環境犯罪等への対策を推進する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、26年度執行額104,032千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額124,391千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案69,117千円(125,096,438千円)であった(生活安全警察費、<)内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定)</p> <p>Ⅲ 戦略の内容</p> <p>4 社会を脅かす組織犯罪への対処</p> <p>(6) 組織的に敢行される各種事犯への対策</p> <p>5 活力ある社会を支える安全・安心の確保</p> <p>(2) 特殊詐欺対策の強化</p> <p>(3) 生活経済事犯への対策の強化</p>			

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標2 業績目標1

基本目標	犯罪捜査の的確な推進			政策所管課	捜査第一課、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官			政策評価実施予定時期	29年7月頃			
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上			政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進							
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙に向けた取組を推進する。											
業績指標	達成目標		年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠
	基準年	達成年	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(注4)	23~27年度(平均)(注4)	28年度		
① 各重要犯罪(注1)・重要窃盗犯(注2)の検挙率(注3)	殺人、強盗、強姦、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率を過去5年間の平均値よりも向上させる。	23~27年度	28年度	重要犯罪(%)	63.5	64.4	63.9	70.0	73.2	67.0	各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率向上は、これらの犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
				殺人	95.8	95.0	97.7	98.6	99.8	97.4		
				強盗	64.8	66.8	67.6	73.9	81.0	70.8		
				放火	79.1	75.1	71.1	75.5	76.1	75.4		
				強姦	84.7	84.3	83.7	89.1	94.6	87.3		
				略取誘拐 人身売買	79.8	91.3	88.8	89.1	94.8	88.8		
				強制わいせつ	51.6	53.2	53.1	59.8	61.8	55.9		
				重要窃盗犯(%)	49.2	48.6	49.2	50.5	53.6	50.2		
				侵入窃盗	53.1	52.4	51.8	53.1	55.3	53.1		
				自動車盗	33.4	35.6	38.0	40.7	49.6	39.5		
ひったくり	54.1	44.8	57.7	54.7	58.0	53.9						
すり	23.5	25.5	28.4	26.5	28.3	26.4						
注1 殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ 注2 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり 注3 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。 注4 27年度及び23~27年度の平均は暫定値である。												
参考指標	年(年度)ごとの実績値								参考指標の考え方			
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(注6)	23~27年度(平均)(注6)	28年度				
① 各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員(注5)	重要犯罪(人)	7,220	7,238	7,317	7,371	7,281	7,285	各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員は、これらの犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となる。				
	殺人	940	916	894	967	902	924					
	強盗	2,441	2,359	2,243	2,087	2,032	2,232					
	放火	596	593	540	602	607	588					
	強姦	799	870	943	921	919	890					
	略取誘拐 人身売買	118	123	157	171	148	143					
	強制わいせつ	2,326	2,377	2,540	2,623	2,673	2,508					

重要窃盗犯 (人)	14,404	12,879	11,747	10,771	10,303	12,021	
侵入窃盗	10,730	9,519	8,810	8,095	7,827	8,996	
自動車盗	1,810	1,668	1,448	1,354	1,191	1,494	
ひったくり	1,062	837	750	639	553	768	
すり	802	855	739	683	732	762	

注5 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。
注6 27年度及び23～27年度の平均は暫定値である。

② 検視官の臨場率	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年 (平均)	28年	検視官の臨場率の向上は、犯罪死の見逃し防止につながることで、殺人事件の検挙向上の度合いを測る参考指標となる。
	検視官の臨場率(%)	36.6	49.7	62.7	72.3	76.0	59.5		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー		
	26年度	27年度				事業番号	事業名	
(1) 情報分析支援システム(CIS-CATS)の活用(20年度)				①・参①	情報分析支援システム(CIS-CATS)を活用することにより、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析して、効果的かつ効率的に捜査を遂行し、重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙を向上させる。			
(2) 捜査特別報奨金制度の活用(19年度)				①・参①	捜査特別報奨金制度を活用することにより、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けて、重要犯罪の検挙を向上させる。	30	指名手配被疑者ポスターの作成等	
(3) DNA型鑑定の効果的活用(4年度)				①・参①	犯罪現場等に遺留されたDNA型鑑定資料及び検挙被疑者のDNA型鑑定資料の適正な採取を徹底し、DNA型鑑定の効果的に実施することにより、鑑定によって得られた客観性の高い証拠に基づく捜査を遂行し、重要犯罪・重要窃盗犯の迅速かつ確かな検挙を図る。	25 26 29	DNA型鑑定の実施 鑑識に必要な物品購入等 犯罪鑑識官による鑑定	
(4) DNA型データベースの活用(17年度)				①・参①	犯罪現場等に遺留されたDNA型鑑定資料及び検挙被疑者のDNA型鑑定資料の適正な採取を徹底して、鑑定実績を着実に積み上げることで、DNA型データベースを拡充し、さらに、同データベースを効果的に活用することにより、重要犯罪、重要窃盗犯の迅速かつ確かな検挙を図る。	25 26 29	DNA型鑑定の実施 鑑識に必要な物品購入等 犯罪鑑識官による鑑定	
(5) 自動車ナンバー自動読取システムの活用(昭和61年度)				①・参①	通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムを活用することにより、手配車両の早期発見、自動車盗等の重要窃盗犯や自動車利用の重要犯罪が発生した際の被疑者の早期検挙を図る。	31	自動車ナンバー自動読取装置の整備	
(6) 犯罪死の見逃し事案の防止				①・参①・ 参②	都道府県警察における検視官の臨場率、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」を始めとする死体取扱業務関連法令の運用状況、効果的な取組等を把握し、都道府県警察に周知するとともに、関係団体等との連携の強化を推進することなどにより、犯罪死の見逃し事案の絶無を期する。	28	司法解剖等の実施	
(7) 合同捜査及び共同捜査の推進				①・参①	広域にわたる重要事件が発生した際に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を推進することにより、効果的かつ効率的な捜査を遂行し、犯人の早期・大量検挙、組織窃盗事件における首魁の検挙等による犯罪組織の壊滅を図る。			
(8) 指掌紋鑑定の活用				①・参①	被疑者指掌紋及び犯罪現場等に遺留された指掌紋を的確に採取し、指掌紋鑑定の結果により得られた客観証拠に基づく捜査を遂行することで、重要犯罪、重要窃盗犯の迅速かつ確かな検挙を図る。	27	指紋ライプスキャナー	
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、26年度執行額923,906千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額214,883千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案153,286千円(125,096,438千円)であった(刑事警察費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。							
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) III 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充 ○ 「再犯防止に向けた総合対策」(24年7月犯罪対策閣僚会議決定) 第3 再犯防止のための重点施策 3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する (2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築							

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標2 業績目標2

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	政策所管課	捜査第二課	政策評価実施予定時期	29年7月頃
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進		
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。				

業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注1)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	
① 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙事件数について、前年度までの過去5年間の平均並みの水準を維持する。	23~27年度	28年度	政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況(事件)	68	36	37	53	32	45		政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				贈収賄(事件)	42	25	26	33	26	30		
				談合・競売入札妨害(事件)	20	10	10	19	6	13		
				あっせん利得処罰法違反(事件)	2	0	1	1	0	1		
				政治資金規正法違反(事件)	4	1	0	0	0	1		
				経済的不正事案の検挙状況(事件)(注2)	89 (51)	78 (42)	56 (30)	37 (20)	36 (15)	59 (32)		
				融資過程における事犯(事件)	45 (36)	47 (37)	40 (29)	24 (20)	21 (14)	35 (27)		
債権回収過程における事犯(事件)	15 (15)	5 (5)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	5 (4)						
その他金融機関役員による事犯(事件)	29 (0)	26 (0)	15 (0)	12 (0)	13 (0)	19 (0)						

注1 平均については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。
 注2 括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。

参考指標	年度ごとの実績値							参考指標の考え方
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	
① 公務員による知能犯罪の検挙人員	検挙人員(人)	208	205	168	164	285	206	公務員による知能犯罪の検挙人員は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となる。

達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度				事業番号	事業名
(1) 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施				①・参①	贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査指揮要領、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領等について、より実践的・効果的な研修を実施する。		

(2) 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施等	—	① 企業、金融等の経済をめぐる構造的不正事案を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、財務局等関係機関との人事交流を推進する。		
(3) 全国会議の開催		① 全国の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における課題等について協議、検討を行う。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、26年度執行額923,906千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額214,883千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案153,286千円(125,096,438千円)であった(刑事警察費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標2 業績目標3

基本目標	犯罪捜査の的確な推進			政策所管課	捜査第二課				政策評価実施予定時期	29年7月頃		
業績目標	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化			政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進							
業績目標の説明	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。											
	注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称であり、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	
① 特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。	27年	28年	認知件数(件)	7,216	8,693	11,998	13,392	13,824	11,025	特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となるため。	
				振り込め詐欺	6,233	6,348	9,204	11,256	12,741	9,156		
				振り込め詐欺以外	983	2,345	2,794	2,136	1,083	1,868		
				被害総額(億円)	204.1	364.4	489.5	565.5	482.0	421.1		
				振り込め詐欺	127.2	160.4	258.7	379.8	393.7	264.0		
				振り込め詐欺以外	76.9	204.0	230.8	185.7	88.3	157.1		
注2 被害総額は、キャッシュカード手交型の特殊詐欺(ただし、24年まではオレオレ詐欺のみ)におけるATMからの引出(窃取)額を含む。												
② 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。	23~27年	28年	検挙件数(件)	2,556	2,990	3,419	3,252	4,112	3,266	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となるため。	
				振り込め詐欺	2,419	2,313	2,519	2,351	3,555	2,631		
				振り込め詐欺以外	137	677	900	901	557	634		
				検挙人員(人)	923	1,523	1,774	1,985	2,506	1,742		
				振り込め詐欺	775	1,028	1,213	1,486	2,080	1,316		
				振り込め詐欺以外	148	495	561	499	426	426		
参考指標	年ごとの実績値								参考指標の考え方			
	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年				
① 特殊詐欺の検挙率	検挙率(%)	35.4	34.4	28.5	24.3	29.7	30.5	特殊詐欺の検挙率は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となる。				
② 特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)	検挙件数(件)	3,851	4,103	4,277	4,222	4,027	4,096	特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となる。				
	検挙人員(人)	2,371	2,540	2,647	2,723	2,757	2,608					
注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座詐欺及び盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪収益移転防止法違反並びに携帯電話不正利用防止法違反の検挙件数及び検挙人員を計上している。												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー			
	26年度	27年度				事業番号	事業名		
(1) 総合的な特殊詐欺対策の推進 (16年度)	—			①・② 参①・参②	集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締り活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同捜査・共同捜査を積極的に推進する。 特殊詐欺の認知件数及び被害総額は高水準で推移しており、引き続き深刻な状況にあるため、撲滅に向けた気運を更に醸成すべく官民一体となった抑止対策を推進する。				
(2) 関係警察相互の連携(16年度)				② 参①・参②	「振り込め詐欺首都圏派遣捜査専従班」を活用することにより、各道府県警察の首都圏における基礎捜査において、関係警察相互の連携を図る。 捜査活動と予防活動との連携を強化するために各道府県警察に設置された「司令塔」を対象とした全国会議を開催し、各道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策における留意点等を指示する。				
(3) 広報啓発活動の推進(16年度)				①・② 参①・参②	防犯教室や巡回連絡等の機会、テレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行う。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進する。 犯人がなりすまそうとする子や孫の世代に対しても積極的に働き掛け、自らの両親や祖父母とコミュニケーションをとり、生活状況等の情報を共有したり、「合言葉」を決めておくことを勧めるなど、「家族の絆」の醸成による複線的な被害防止を推進する。 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進する。			3	高齢者犯罪被害防止事業
(4) 特殊詐欺対策のための資機材の整備(16年度)				② 参①・参②	特殊詐欺の捜査活動を効果的に推進するための各種装備資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備する。			32	特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進
(5) 犯罪収益移転防止法及び携帯 電話不正利用防止法の活用 の推進(11年度)				② 参①・参②	特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的な検挙活動を推進する。				
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、26年度執行額923,906千円<116,879,296千円>、27年度当初予算額214,883千円<116,981,772千円>、28年度政府予算案153,286千円<125,096,438千円>であった(刑事警察費、<)内は複数の政策にわたる経費)。								
業績目標に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化								

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標2 業績目標4

基本目標	犯罪捜査の的確な推進		政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課				政策評価実施予定時期	29年7月頃			
業績目標	捜査への科学技術の活用		政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進								
業績目標の説明	科学技術の急速な発達、情報化社会の著しい進展等に的確に対応し、客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実、鑑識・鑑定技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等、捜査への科学技術の活用を図る。											
業績指標	達成目標	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	
① DNA型データベースの活用件数	DNA型データベースの活用件数を前年度よりも増加させる。	27年度	28年度	遺留DNA型記録(注1)が、データベースに登録された被疑者DNA型記録(注2)と一致した件数(件)	1,436	2,013	2,265	2,556	2,513	2,157	DNA型データベースの活用件数の増加は、捜査への科学技術の活用の度合いを測る一つの指標となるため。	
				被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数(件)	3,954	4,312	4,413	4,391	3,910	4,196		
注1 犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録 注2 被疑者から採取した資料のDNA型の記録												
参考指標			年度ごとの実績値								参考指標の考え方	
			項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度		
① DNA型鑑定実施件数			鑑定実施件数(件)	226,369	278,119	286,856	313,492	306,265	282,220		DNA型鑑定実施件数は、捜査への科学技術の活用の度合いを測る一つの指標となる。	
② 情報技術解析件数(注3)			情報技術解析件数(件)	22,338	22,535	20,716	18,432	16,798	20,164		情報技術解析件数は、捜査への科学技術の活用の度合いを測る一つの指標となる。	
注3 都道府県(方面)情報通信部が都道府県警察からの要請により行った、押収等した電子機器等の電磁的記録の解析及び捜索・差押え、検証等における解析職員派遣等の情報技術解析に係る支援の件数												
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー						
	26年度	27年度				事業番号	事業名					
(1) 科学技術を活用した捜査のための研究の推進	-			①・参①	各都道府県警察の鑑識・鑑定の担当者を招致して研究会等を開催し、犯罪現場等におけるDNA型鑑定資料等の採取技法や、科学技術を活用した鑑定手法に関する協議、検討等を行うことにより、都道府県警察の鑑識・鑑定部門の担当者に客観証拠を収集・確保し、的確に鑑定するために必要な能力を修得させる。							
(2) DNA型鑑定及びデータベースの効果的活用の推進(17年度)	-			①・参①	鑑識・鑑定部門及び捜査部門に対し、DNA型鑑定資料の積極的な採取、適正なDNA型鑑定の実施、鑑定結果のDNA型データベースへの登録・照会を指導することにより、客観証拠を重視した捜査を推進する。	25 29	DNA型鑑定の実施 犯罪鑑識官による鑑定					
(3) DNA型鑑定基盤の整備(4年度)	-			①・参①	DNA型鑑定需要の増加に的確に対応するため、DNA型データベースの充実、DNA型鑑定員の増強、DNA型鑑定試薬の確保及び鑑定資機材の整備により、DNA型鑑定体制の充実を図り、DNA型鑑定の信頼性を確保した上で、犯罪捜査への積極的活用を図る。	25 29	DNA型鑑定の実施 犯罪鑑識官による鑑定					
(4) 情報技術解析に係る取組の強化	-			参②	情報技術解析用資機材の整備・高度化を推進するとともに、解析に関する高度な技術を身に付けた第一線職員の育成、国内外関係機関・民間企業との連携等の取組を強化することにより、携帯電話等の電子機器等を解析する能力を強化し、情報通信技術を利用した犯罪に対する捜査への科学技術の活用を推進する。							
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、26年度執行額923,906千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額214,883千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案153,286千円(125,096,438千円)であった(刑事警察費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。											

業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 死因究明等推進計画(26年6月閣議決定) 第1 死因究明等推進計画策定の基本的な考え方 3 死因究明等推進計画策定の基本的構成 (2) 重点的施策 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充
	○ サイバーセキュリティ戦略(27年9月4日閣議決定) 5 目標達成のための施策 5. 2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現
	○ 「再犯防止に向けた総合対策」(24年7月犯罪対策閣僚会議決定) 第3 再犯防止のための重点施策 3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する (2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標2 業績目標5

基本目標	犯罪捜査の確かな推進	政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施予定時期	29年7月頃							
業績目標	被疑者取調べの適正化	政策体系上の位置付け	犯罪捜査の確かな推進									
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化を図る。											
業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	
① 監督対象行為の事案数	被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則に定める監督対象行為の事案数を前年より減少させる。	23~27年	28年	事案数(件)	27	38	35	31	25	31		不適正な取調べにつながるおそれがある監督対象行為の事案数は、被疑者取調べの適正化に向けた取組の推進度合いを測る一つの指標となるため。

参考指標	年(年度)ごとの実績値								参考指標の考え方
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	
① 都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況	巡回指導回数(回)	47	35	47	29	41	40		巡回業務指導の実施等、都道府県警察に対する被疑者取調べの適正化に係る指導を行っているところ、その実施状況は、都道府県警察における被疑者取調べの適正化施策の推進度合いを測る参考指標となる。
	実施率(%)	100.0	74.5	100.0	61.7	87.2	84.7		
② 捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況	研修実施機関(数)(注1)	54	54	54	54	54	54		捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況は、被疑者取調べの適正化のための措置の達成度合いを測る参考指標となる。
	実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
③ 取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認等による確認状況	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認は、被疑者取調べの適正化のための組織内部における主たるチェック機能の一つであり、1回以上視認を行った被疑者取調べの件数が一定の水準に達しているかどうかは、被疑者取調べの適正化に向けた取組の推進度合いを測る参考指標となる。
	視認回数(回)	2,868,381	3,248,571	3,259,364	3,015,387	2,749,681	3,028,277		
	実視認率(%) (注2)	94.5	95.8	96.4	95.9	95.8	95.7		
④ 被疑者取調べ件数	件数(件)	1,584,102	1,562,878	1,493,530	1,447,988	1,417,505	1,501,201		被疑者取調べの件数は、被疑者取調べの適正化に向けた取組の推進度合いを測るための基礎的な指標となる。
⑤ 裁判員裁判対象事件の1事件当たりの録音・録画状況	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	被疑者取調べの録音・録画は、取調べの適正な実施にも資する面があるとされており、被疑者取調べの適正化に向けた取組の推進度合いを測る参考指標となる。
	録音・録画時間(分)(注3)	17	44	187	840	1,262	470		

注1 研修実施機関とは、警察大学校、管区警察学校(東北、関東、中部、近畿、中国・四国(合同開催)、九州)及び都道府県警察学校をいう。

注2 視認した被疑者取調べ件数÷被疑者取調べ件数×100

注3 1事件当たりの録音・録画時間=総録音・録画時間÷録音・録画実施件数(小数点以下四捨五入)

達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度				事業番号	事業名
(1) 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等				①・参①・参③	捜査部門では、取調べの適正化に関する巡回業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門が警察組織内部におけるチェック機能としての役割を十分果たすことにより、被疑者取調べの適正化に向けた取組を行う。		
(2) 研修(取調べ専科)等の実施(20年度)			—	参②	警察大学校及び管区警察学校において、各都道府県警察の刑事指導業務を担当している者等に対し、取調べに関する知識・技術を習得させることを目的とした「取調べ専科」を実施する。また、各都道府県警察においては、警察庁から示された教科課程基準等を基に、実際に取調べに従事する警部補以下の捜査員を対象とした取調べ技能専科を実施する。		
(3) 被疑者取調べの録音・録画の試行の実施				参⑤	刑事訴訟法の一部改正により、裁判員裁判対象事件に係る被疑者取調べの録音・録画が制度化されることが見込まれることも踏まえ、供述の任意性、信用性等について、取調べ状況等の客観的な記録による的確な判断を可能とするための方策を検討するため、取調べの録音・録画の試行を実施する。		
基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額等は、26年度執行額923,906千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額214,883千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案153,286千円(125,096,438千円)であった(刑事警察費、()内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の整備						

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標3 業績目標1

基本目標	組織犯罪対策の強化		政策所管課	組織犯罪対策企画課、暴力団対策課、薬物銃器対策課			政策評価実施予定時期	29年7月頃				
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化		政策体系上の位置付け	組織犯罪対策の強化								
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	
① 暴力団構成員等(注1)の数	暴力団構成員等の数を前年よりも減少させる。	27年	28年	暴力団構成員等(人)	70,300	63,200	58,600	53,500	46,900	58,500		暴力団構成員等の数の減少は、暴力団組織の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
注1 暴力団構成員及び準構成員等												
② 薬物事犯の検挙件数及び検挙人員	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員を前年度よりも増加させる。 ※27年度は暫定値	27年度	28年度	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく政府を挙げた総合的な対策により、薬物乱用の根絶が図られる中で、暴力団等犯罪組織の主要な資金源の一つである薬物事犯の検挙件数及び検挙人員は、犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙件数(件)	19,735	18,446	18,304	18,630	19,931	19,009		
				検挙人員(人)	13,822	13,046	12,965	13,294	13,819	13,389		
③ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の適用による犯罪収益等(注2)の没収額・追徴額(注3)	組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益等の没収額・追徴額を過去5年間の平均値よりも増加させる。	23~27年	28年	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	暴力団等犯罪組織は、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行い、その獲得した資金の没収等を回避するために、犯罪収益等を隠匿するなどのマネー・ロンダリング行為を敢行しているが、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益等の剥奪は、犯罪組織の資金獲得活動に打撃を与えるものであることから、犯罪組織の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
				組織的犯罪処罰法(千円(千円未満切捨て))	880,582	1,040,384	17,133,324	525,782	4,123,454	4,740,705		
				麻薬特例法(千円(千円未満切捨て))	872,160	382,714	522,558	334,574	205,269	463,455		
注2 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産 注3 第一審裁判所において行われる通常の公判手続きにおける没収額・追徴額(実績値は法務省資料に基づくもので、金額の単位は千円(千円未満切捨て))												
参考指標				年度ごとの実績値							参考指標の考え方	
① 暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員 ※27年度は暫定値	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	暴力団構成員等の関与する事件の検挙は、暴力団の人的基盤に対する打撃となるものであり、当該事件の検挙件数及び暴力団構成員等の検挙人員は、暴力団組織の弱体化の度合いを測る参考指標となる。			
		検挙件数(件)	54,208	47,207	42,115	39,197	38,453	44,236				
		検挙人員(人)	25,878	23,308	23,462	22,083	21,675	23,281				
② 暴力団排除条例(注4)の適用件数 ※27年度は暫定値	適用件数(件)	90	84	81	63	92	82	暴力団排除条例は、社会における暴力団排除を進めるために制定されたものであり、その適用件数は、暴力団組織の弱体化の度合いを測る参考指標となる。				
注4 全都道府県で暴力団排除条例が施行されたのは23年10月												
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等						28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度									事業番号	事業名
(1) 暴力団犯罪の取締りの強化				①・参①	暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進する。						35 36	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策

(2) 暴力団対策法の積極的・効果的な運用(3年度)	①・参①	中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法第31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策法改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的に運用する。	35	安心な社会を創るための匿名通報事業
(3) 暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進	①・参①	暴力団及び暴力団関係者について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友誼関係等の組織実態を解明する。	35 36	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(4) 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用(11年度)	①・③・参①	暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進する。	35 36	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(5) 暴力団排除条例の定着化の促進(22年度)	①・参①・参②	暴力団排除条例の定着化の促進を図り、暴力団排除の気運を更に高める。	35 36	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(6) 各種暴力団排除活動の推進	①・参①	関係機関・団体と連携し、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策、公共事業を始めとする各種事業や各種取引等からの暴力団排除及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策等を推進する。	36	組織犯罪対策
(7) 薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化	①・②・③・参①	末端乱用者の検挙を徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の中核に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化する。	35 36	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(8) 密輸・密売対策用資機材の整備	②	薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するための装備資機材等を整備する。	36	組織犯罪対策
(9) 国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化	②	国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進する。	36	組織犯罪対策
(10) 捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施	②・③・参①	組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法や、効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行う。	36	組織犯罪対策
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、26年度執行額54,881千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額94,389千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案79,790千円(125,096,438千円)であった(組織犯罪対策費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (1) 暴力団対策等の推進・強化 (2) マネー・ローンダリング対策 (3) 薬物対策の推進 ○ 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(25年8月薬物乱用対策推進会議決定) 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化			

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標3 業績目標2

基本目標	組織犯罪対策の強化	政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施予定時期	29年7月頃							
業績目標	国際組織犯罪対策の強化	政策体系上の位置付け	組織犯罪対策の強化									
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度(年)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	基準値(注1)	28年度	
① 来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数	来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数を過去5か年度の数値に係る回帰直線上の値よりも増加させる。 ※27年度は暫定値	23~27年度	28年度	刑法犯検挙件数(件)	6,684	5,219	5,153	3,312	3,138	2,002	来日外国人による共犯事件の検挙件数は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
				凶悪犯	33	22	39	24	26	25		
				粗暴犯	125	134	127	135	154	153		
				窃盗犯	5,969	4,638	4,551	2,811	2,596	1,541		
				知能犯	265	285	262	246	252	243		
風俗犯	1	2	7	6	7	9						
注1 過去5か年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の28年度の数値(業績指標②において同じ)												
② 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員	犯罪インフラ事犯のうち、地下銀行、偽装結婚等(注2)、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員を過去5か年度の数値に係る回帰直線上の値よりも増加させる。 ※27年度は暫定値	23~27年度	28年度	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	基準値	28年度	様々な犯罪インフラのうち、地下銀行、偽装結婚等、旅券等偽造及び不法就労助長は、国際組織犯罪を助長し、又は容易にするものであることから、その検挙件数及び検挙人員は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				合計	検挙件数(件)	723	590	685	792	722	762	
					検挙人員(人)	1,085	824	978	1,045	1,011	1,011	
				地下銀行	検挙件数(件)	23	22	31	24	20	23	
					検挙人員(人)	33	35	33	35	40	39	
				偽装結婚等	検挙件数(件)	215	156	154	150	101	85	
					検挙人員(人)	607	413	457	383	355	283	
				旅券等偽造	検挙件数(件)	71	63	131	225	209	271	
					検挙人員(人)	83	63	119	211	191	243	
				不法就労助長	検挙件数(件)	414	349	369	393	392	383	
検挙人員(人)	362	313	369		416	425	446					
注2 偽装結婚及び偽装認知												
③ 国外逃亡被疑者等(注4)(うち外国人)の検挙人員(注5)及び処罰人員(注6)	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙人員及び処罰人員を過去5年の数値に係る回帰直線上の値よりも増加させる。	23~27年	28年	項目	23年	24年	25年	26年	27年	基準値(注3)	28年	国内外の関係機関と連携した水際における被疑者の検挙、国外に逃亡した被疑者の引渡しを受けての検挙及び国外犯処罰規定の適用は、国外逃亡被疑者等の「逃げ得」を許さないための取組であり、その状況は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙人員(人)	45	32	43	36	34	33		
処罰人員(人)	2	2	3	8	4	7						
注3 過去5か年の数値に係る回帰直線上の28年の値 注4 日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者 注5 出入国審査で被疑者を発見して検挙した人員及び外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した人員 注6 逃亡先国において国外犯処罰規定が適用された人員												

参考指標	年度(年)ごの実績値							参考指標の考え方	
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度(平均)		28年度
① 来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数及び検挙人員 ※27年度は暫定値	検挙件数(件)	12,369	10,826	10,757	9,506	9,386	10,569	来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数及び検挙人員は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。	
	検挙人員(人)	5,785	5,373	5,654	5,881	6,254	5,789		
② 来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数及び検挙人員 ※27年度は暫定値	検挙件数(件)	凶悪犯	130	137	124	140	141	134	来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数及び検挙人員は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。
		粗暴犯	836	876	920	1,025	1,101	952	
		窃盗犯	9,077	7,730	7,799	6,526	6,163	7,459	
		知能犯	706	788	620	557	559	646	
		風俗犯	91	95	101	147	127	112	
	検挙人員(人)	凶悪犯	139	138	114	144	169	141	
		粗暴犯	955	981	1,031	1,114	1,260	1,068	
		窃盗犯	3,010	2,675	2,889	3,025	3,196	2,959	
		知能犯	438	468	526	455	416	461	
		風俗犯	75	80	84	128	122	98	
③ 国外逃亡被疑者等の推移	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年(平均)	28年	国外逃亡被疑者等の数は、業績指標③の対象となる者の数を示す指標となる。
	国外逃亡被疑者等の数	847	818	798	745	740	790		
	うち外国人	677	654	650	624	621	645		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度				事業番号	事業名
(1) 国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り				①・参①・参②	国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動等の解明に努めるとともに、国際組織犯罪の取締りを強化する。	35 36	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(2) 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り				②	地下銀行、偽装結婚等、旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りを強化する。	35 36	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(3) 事前旅客情報システム(APIS)(16年度)及び外国人個人識別情報認証システム(19年度)の円滑な運用				③・参③	法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と警察庁が保有する指名手配者等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム、外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用を図る。		
(4) 国外逃亡被疑者等対策の推進				③・参③	国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な手配等により、その国外逃亡を阻止し、外国治安当局と連携を図り、身柄の確保を推進する。	36	組織犯罪対策
(5) 各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化				①・②・③	東アジア地域組織犯罪対策代表者会議等を開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図る。	36	組織犯罪対策
(6) 国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施				①・②・③	警察大学校国際警察センターにおいて、都道府県警察の国際捜査や国際捜査共助を担当する警部及び警部補を対象として、担当業務に必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、26年度執行額54,881千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額94,389千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案79,790千円(125,096,438千円)であった(組織犯罪対策費、()内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在者対策 (2) 不法滞在者等対策						

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標4 業績目標1

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課	政策評価実施予定時期	29年7月頃							
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保	政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保									
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は増加傾向にあること等から、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	
① 歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数	歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数を次のとおり減少させる。 i 歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数を27年よりも減少させる。 ii 歩行者中の交通事故死者のうち割合の高い高齢者の数を27年よりも減少させる。 iii 自転車関連事故件数(注1)を27年よりも減少させる。 iv 歩行者と自転車との交通事故件数を27年よりも減少させる。	27年(注2)	32年	歩行者中交通事故死者数(人)	1,709	1,642	1,592	1,498	1,534	1,595	歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため。(第10次交通安全基本計画(中間案))	
				歩行者中の高齢者の交通事故死者数(人)	1,136	1,114	1,121	1,063	1,070	1,101		
				自転車乗用中交通事故死者数(人)	639	567	601	540	572	584		
				自転車関連事故件数(件)	144,062	132,051	121,040	109,269	98,700	121,024		
				歩行者と自転車との交通事故件数(件)	2,806	2,625	2,605	2,551	2,506	2,619		
注1 自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数 注2 第10次交通安全基本計画(中間案)(28年度~32年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。												
参考指標		年度ごとの実績値								参考指標の考え方		
		項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度			
① なし		-										
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) 26年度 27年度	28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等						28年行政事業レビュー		
				事業番号	事業名							
(1) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進			①	教育機関、事業所における自主的な交通安全教育の実施について要請するとともに、交通安全教育では具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、対象者の年齢層に応じてその効果が高まるよう内容及び手段に特段の工夫を行い、ルール周知・安全教育を実施する。	37	広報啓発等						
(2) 自転車利用者のヘルメット着用促進			①	幼児・児童のみならず、広く自転車利用者へヘルメットの着用を促すため、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて映像資料等を活用した効果的な活動を実施する。	37	広報啓発等						
(3) 高齢者に対する交通安全教育の推進			①	高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解させるため、各種教育用機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。	37	広報啓発等						
(4) 反射材用品等の普及促進			①	反射材用品等の活用について、各種広報媒体を用いて積極的な広報啓発を行うとともに、地方公共団体、関係機関・団体等と連携して、反射材用品等の視認効果を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育を強化する。	37	広報啓発等						
(5) 幼児・児童に対する交通安全教育の推進			①	幼児・児童に対し、幼稚園・保育所・小学校等と連携・協力を図りながら、関心を持たせる工夫を凝らすことにより、効果的な交通安全教育を実施する。	37	広報啓発等						
(6) 自転車利用者に対する指導取締りの推進	-		①	「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告を強化するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わないなど悪質・危険な違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずる。								

(7) 生活道路対策及び幹線道路対策の推進	①	警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故対策を推進する。	41	都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)
(8) 歩行空間のバリアフリー化	①	高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進する。	41	都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)
(9) 自転車の走行空間の確保	①	自転車専用通行帯の設置等自転車専用空間の確保を推進する。	41	都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)
(10) 速度違反自動取締装置の整備	①	取締場所の確保が困難な生活道路等においても速度違反取締りが行える新たな速度違反取締装置の導入を促進するほか、速度違反自動取締装置を整備し、悪質な速度違反を効果的に取り締まることにより、歩行者・自転車に係る重大交通事故等の抑止を図る。	38	速度違反自動取締装置
(11) 自動運転の段階的実現に向けた調査研究	①	有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、交通事故の削減に寄与すると考えられる自動運転の段階的実現に向けた交通管理上の諸課題について検討を行う。	28-3	自動運転の段階的実現に向けた調査研究
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、26年度執行額138,072,491千円(116,241,880千円)、27年度当初予算額152,825,556千円(116,796,012千円)、28年度政府予算案146,346,418千円(125,096,438千円)であった(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「第10次交通安全基本計画(中間案)」(28年3月中央交通安全対策会議決定予定) 第1部第1章第3節Ⅰ 1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象 (2) 歩行者および自転車の安全確保 (3) 生活道路における安全確保 第1部第1章第3節Ⅱ 1 道路交通環境の整備 (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (8) 自転車利用環境の総合的整備 2 交通安全思想の普及徹底 5 道路交通秩序の維持 (1) 交通の指導取締りの強化等			

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標4 業績目標2

基本目標	安全かつ快適な交通の確保			政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課				政策評価実施予定時期	29年7月頃		
業績目標	運転者対策の推進			政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保							
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	
① 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を27年よりも減少させる。	27年(注)	32年	飲酒運転(件)	270	258	238	227	201	239	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため。(第10次交通安全基本計画(中間案))	
				無免許運転(件)	68	64	61	59	53	61		
				最高速度違反(件)	228	213	216	212	221	218		
				信号無視(件)	175	145	129	127	149	145		
				歩行者妨害等(件)	248	296	248	253	265	262		
				指定場所一時不停止(件)	134	126	92	122	121	119		
注 第10次交通安全基本計画(中間案)(28年度~32年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。												
② 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を27年よりも減少させる。	27年(注)	32年	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	637	661	709	687	686	676	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数の減少は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを図る指標となるため。(第10次交通安全基本計画(中間案))	
				70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数(件)	8.2	8.0	8.0	7.4	7.2	7.8		
注 第10次交通安全基本計画(中間案)(28年度~32年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。												
参考指標				年ごとの実績値							参考指標の考え方	
				項目	23年	24年	25年	26年	27年	22~27年(平均)	28年	
① 70歳以上の高齢運転免許保有者数				70歳以上の高齢運転免許保有者数(人)	7,728,798	8,233,850	8,823,682	9,320,223	9,491,098	8,719,530		70歳以上の高齢運転免許保有者数は、業績指標である「70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数」を算出する際の基礎数値となる。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等						28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度									事業番号	事業名
(1) 「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進				①	飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、交通ボランティア等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を更に進める。						37	広報啓発等
(2) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進				①	交通事故実態の分析を踏まえ、事故多発路線等における街頭活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを推進する。							
(3) 使用者の背後責任の追及等				①	過積載や過労運転等の違反について、自動車等の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為による交通事故については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くす。							
(4) 総合的な暴走族対策の推進				①	あらゆる法令を活用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進する。							

(5) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	①	適正かつ緻密な捜査を推進するため、危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底、交通事故事件等に係る捜査力の強化及び科学的捜査の推進を図る。		
(6) 悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施	①	違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対し、違反登録に要する期間の短縮や仮停止制度の積極的な運用、更に行政処分の長期未執行者に対する対策強化等を推進するよう都道府県警に指導し、悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除する。		
(7) 飲酒運転者に対する取消処分者講習の適正な実施(23年度試行開始、25年度開始)	①	常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究結果を踏まえ、飲酒行動の改善等のためのカリキュラムを盛り込んだ飲酒取消講習が適正に実施されるよう、都道府県警察を指導、教養し、飲酒運転違反者の再犯防止を図る。		
(8) 取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施	①	道路交通法等に違反する行為をし、行政処分を受けた者等に対する取消処分者講習や停止処分者講習等について、講習内容の一層の充実等を図るとともに、取消処分者講習受講対象者の拡大に係る事務が適正に実施されるよう都道府県警察に指導し、交通違反者の危険性の改善及び矯正を図る。		
(9) 高齢運転者標識の普及促進(9年度)	②・参①	高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の普及啓発を幅広く実施するとともに、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるような交通安全教育・広報啓発を推進する。	37	広報啓発等
(10) 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等	②	信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進し、信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにする。	41	都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)
(11) 講習予備検査の適正な実施(21年度開始、25年度改善)	②・参①	75歳以上の高齢運転者が講習予備検査を通じて認知機能の状況を自覚することができるよう、調査研究結果を受けて改善された講習予備検査の適正かつ円滑な実施について都道府県警察を指導し、高齢運転者の安全運転継続を支援する。		
(12) 講習予備検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施(21年度)	②・参①	講習予備検査の結果に基づいた助言、指導を行うなど、受講者一人一人の状況に応じたきめ細やかな高齢者講習の実施について都道府県警察を指導し、高齢運転者に効果的な安全運転教育を行い交通事故防止を図る。		
(13) 臨時適性検査の的確な実施	②・参①	専門医等との緊密な連携体制の強化等による臨時適性検査の的確な実施について都道府県警察を指導し、一定の症状を呈する病気等に係る高齢運転者等の交通事故防止を図る。		
(14) 高齢運転者等への支援の実施	②・参①	高齢運転者に対する交通安全教育の実施や免許更新における高齢者講習の円滑な受講、免許証返納者に対する支援の強化等、高齢運転者等に対する支援施策の推進について都道府県警察を指導し、高齢運転者による交通事故防止を図る。		
(15) 速度違反自動取締装置の整備	①	取締場所の確保が困難な生活道路等においても速度違反取締りが行える新たな速度違反取締装置の導入を促進するほか、速度違反自動取締装置を整備し、悪質な速度違反を効果的に取り締まることにより、重大交通事故等の抑止を図る。	38	速度違反自動取締装置
(16) 自動運転の段階的実現に向けた調査研究	①・②	有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、交通事故の削減に寄与すると考えられる自動運転の段階的実現に向けた交通管理上の諸課題について検討を行う。	28-3	自動運転の段階的実現に向けた調査研究
(17) 高齢者講習における新たな視野検査方法導入に向けた調査研究	②	上下方向を含めた新たな視野検査方法により被験者に対して実際に検査を実施することでその有効性を検証するとともに、新たな視野検査方法を導入した模擬高齢者講習を実施することでその効果を確認し、高齢者講習における新たな視野検査方法の導入について調査研究を行う。	28-4	高齢者講習における新たな視野検査方法導入に向けた調査研究
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、26年度執行額138,072,491千円(116,241,880千円)、27年度当初予算額152,825,556千円(116,796,012千円)、28年度政府予算案146,346,418千円(125,096,438千円)であった(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、()内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「第10次交通安全基本計画(中間案)」(28年3月中央交通安全対策会議決定予定) 第1部第1章第3節Ⅰ 1 交通事故による被害を減らすための重点的に対応すべき対象 (1) 高齢者及び子供の安全確保 第1部第1章第3節Ⅱ 3 安全運転の確保 5 道路交通秩序の維持			

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標4 業績目標3

基本目標	安全かつ快適な交通の確保		政策所管課	交通規制課				政策評価実施予定時期	29年7月頃			
業績目標	道路交通環境の整備		政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保								
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(27年9月18日閣議決定:計画期間27年度~32年度)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。											
業績指標	達成目標		年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠
	目標値	達成年	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	累計		
① 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故	交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。 i 信号機の改良等により、死傷事故を32年度末までに約27,000件/年抑止する。	4,500件/年(注2)	32年度	信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数(件/年)								社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標(アウトカム目標)であるため。
	ii 事故危険箇所対策(注1)により、対策実施箇所における死傷事故を26年比で約3割抑止する。	約3割(32年)	32年	項目	27年	28年	29年	30年	31年	32年	累計	
注1 死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 注2 6年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の1年当たりの増加目標値												
② 信号制御の改良等により実現される円滑な交通	信号制御の改良等により、円滑な交通を次のとおり実現する。 i 信号制御の改良により、対策実施箇所において通過時間を32年度までに約5千万人・時間/年短縮する。	8,333千人・時間/年(注3)	32年度	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	累計	社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標(アウトカム目標)であり、また、バリアフリー対応型信号機等の整備については、移動等円滑化の促進に関する基本方針においても目標として設定されているため。
	ii 信号制御の改良により、二酸化炭素の排出量を32年度までに約10万t-CO2/年抑止する。	16,667t-CO2/年(注3)		信号制御の改良により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間(千人・時間/年)								
	iii 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。	98.7%(28年度)		信号制御の改良により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量(t-CO2/年)								
注3 6年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の1年当たりの増加目標値												
③ 老朽化した信号機数	対策がとられなかった場合、32年度には老朽化した信号機が10万基を超えることになる。同年度までに約43,000基を更新し、これを約6万基以下に抑える。	約60,000基以下(32年度)	32年度	老朽化した信号機数(基)								社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき整備目標(アウトプット目標)を踏まえた老朽化した信号機の抑止目標数であるため。
				老朽化した信号機の更新数(基)(参考指標①)								

④ 信号機電源付加装置の整備台数	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数を32年度までに約2,000台整備する。	333台／年 (注4)	32年度	整備台数(台)							社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき整備目標(アウトプット目標)であるため。	
注4 6年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の1年当たりの値												
参考指標				年度ごとの実績値						参考指標の考え方		
				項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			32年度
① 老朽化した信号機の更新数				老朽化した信号機の更新数(基)							老朽化した信号機の更新数は、社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき整備目標(アウトプット目標)である。	
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等					28年行政事業レビュー	
		26年度	27年度								事業番号	事業名
(1)	広域交通管制システムの更新整備及び維持管理(23年度)				②	都道府県警察の広域交通管制システムから、渋滞情報、旅行時間情報、交通量、交通監視画像等のデータを警察庁へ集約することで、災害発生時や大規模警備時等に関連道路の交通量、規制等の把握や各都道府県警察への交通規制等に関する指示・指導を行う。					39	広域交通管制システムの更新整備及び維持管理
(2)	交通安全施設等整備事業効果測定(15年度)				①・② ③・④・参 ①	交通安全施設等について、迅速かつ効率的に当該目標を達成するため、事業項目ごとのデータを収集した上、その効果に関して分析を行い、交通安全施設等整備事業の在り方を検証する。					40	交通安全施設等整備事業効果測定
(3)	特定交通安全施設等整備事業(昭和41年度)				①・② ③・④・参 ①	信号機、道路標識及び道路標示の整備並びに交通管制センターの整備を行うことにより、交通の安全と円滑を実現する。					41 42	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設) 都道府県警察施設整備費補助金(災害に備えた道路交通環境の整備)
(4)	広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備(25年度)				②	大規模災害発生時に、いち早く通行可能な道路を把握し、人命救助等の災害対策を迅速かつ的確に実施するとともに避難路や迂回路に係る情報を国民にいち早く提供するため、警察が収集する交通情報に民間事業者のプロープ情報を融合するシステムの整備を図る。					43	広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備
(5)	交通情報の提供拡大に向けた交通管制の高度化(27年度)				②	交通の安全・円滑に資する情報の整理・統合、活用しやすいデータ形式や情報配信機能の設計等、交通情報の提供拡大に向けた調査研究を実施し、調査研究結果を踏まえたモデル環境の構築、その効果検証を行う。					47	交通情報の提供拡大に向けた交通管制の高度化
(6)	近接信号機における信号情報の提供による事故防止に関する実証実験(28年度)				①・②・③	近接信号交差点間において、700MHz帯電波を用いて信号情報を伝送することにより信号を連動動作させるとともに、近接する複数交差点の信号情報をカーナビゲーションに提供することにより、信号の誤認等の事故の危険性を排除することが可能な交通管制システムを構築するための実証実験を行う。					28-5	近接信号機における信号情報の提供による事故防止に関する実証実験
基本目標に關係する予算額等		基本目標に關係する予算額等は、26年度執行額138,072,491千円(116,241,880千円)、27年度当初予算額152,825,556千円(116,796,012千円)、28年度政府予算案146,346,418千円(125,096,438千円)であった(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、()内は複数の政策にわたる経費)。										
業績目標に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		○「社会資本整備重点計画」(27年9月閣議決定) 交通安全施設等整備事業 ○「第10次交通安全基本計画(中間案)」(28年3月中央交通安全対策会議決定予定) 第1部第1章第3節Ⅱ 1 道路交通環境の整備										

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標5 業績目標1

基本目標	国の公安の維持	政策所管課	警備企画課・公安課・警備課・外事課	政策評価実施予定時期	29年7月頃							
業績目標	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	政策体系上の位置付け	国の公安の維持									
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。) 注1: 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等 注2: 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	
① 治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例)	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。		28年									治安警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。
② 主要警備対象勢力(注3)に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員	主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。	23~27年	28年	オウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員(注4)	1件 2人	10件 7人	1件 2人	0件 0人	1件 1人	3件 2人	主要警備対象勢力による違法事案への対処の状況は、警備犯罪の取締りの推進状況を測る一つの指標となるため。	
				極左暴力集団に係る事件検挙件数・検挙人員	30件 78人	30件 31人	26件 36人	14件 15人	22件 28人	24件 38人		
				右翼関係事件検挙件数・検挙人員	1,639件 1,713人	1,733件 1,824人	1,583件 1,643人	1,588件 1,654人	1,485件 1,527人	1,606件 1,672人		
				右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・検挙人員(注5)	0件 0人	2件 2人	1件 1人	0件 0人	0件 0人	1件 1人		
注3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象 注4 24年のオウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員のうち、信者勧誘に伴う詐欺事件(1件3人)については無罪が確定した。 注5 右翼関係事件検挙件数・検挙人員の内数である。												
参考指標				年度(年)ごとの実績値								参考指標の考え方
				項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	
① 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数				国民保護(化学テロ対処等)図上訓練(回)	8	5	9	9	12	9	重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となる。	
				国民保護実動訓練(回)	3	6	3	4	3	4		
				自衛隊との共同図上訓練(回)	3	1	2	0	0	1		
				自衛隊との共同実動訓練(回)	21	30	37	37	38	33		
				海上保安庁との共同訓練(回)	15	12	27	24	33	22		
② 重大テロ事案等の発生件数				重大テロ事案等の発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	重大テロ事案等の発生件数は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となる。	

③ 治安警備及び警衛・警護実施件数	治安警備実施件数(件)	7,260	10,128	11,095	12,071	12,874	10,686		治安警備及び警衛・警護実施件数は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となる。
	警衛実施件数(件)	4,613	4,955	4,134	4,245	4,099	4,409		
	警護実施件数(件)	19,880	20,111	20,856	17,717	18,956	19,504		
④ 不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数は、警備犯罪の取締りの推進状況を測る一つの指標となる。
	入管法違反送致件数・送致人員(注6)	3,183件	2,786件	3,773件	4,531件	3,491件	3,553件		
		2,841人	2,579人	3,430人	4,126人	2,824人	3,160人		
	集団密航事件検挙件数・検挙人員	1件	0件	0人	1件	0件	1件		
		2人	0人	0人	2人	0人	1人		
	入管法第65条の適用人員(人)	839	593	653	509	569	633		
不法残留者数(注7)(人)	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818	62,192			
入国管理局との合同摘発人員(人)	3,758	3,040	2,329	1,777	1,815	2,544			

注6 「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。

注7 法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。ただし、24年度実績評価計画書では、「不法滞在者数」を参考指標として掲げていたが、法務省の統計数値発表内容の変更に伴い、「不法残留者数」を記載。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度				事業番号	事業名
(1) 重要施設等の警戒警備				参①・参②	厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国関連施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施し、重大テロ等の発生を予防鎮圧する。	48 49 50 51	焦点 千葉県警察成田国際空港警備隊費 情報収集・分析機能の強化等 皇宮警察本部
(2) 重大テロ事案等対処に係る各種訓練				参①・参②	重大テロ事案等の発生時において迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、関係機関との共同訓練等の各種訓練を実施する。	48 50	焦点 情報収集・分析機能の強化等
(3) 大規模警衛・警護警備				①・参③	警備事象や情勢等に応じた適切な警備体制を確立して的確な警衛・警護警備を実施し、警備対象の安全を確保する。	48 50 51	焦点 情報収集・分析機能の強化等 皇宮警察本部
(4) 関係機関との情報交換等の連携				参②	重大テロや武力攻撃事態等の緊急対処事態に至った場合に、関係機関・団体と連携し、住民の避難等の措置を適切に講じるため、内閣官房、自治体、消防、自衛隊等と平素から情報を共有するなど、緊密な連携を図る。	8 48 50	衛星回線契約業務 焦点 情報収集・分析機能の強化等
(5) 主要警備対象勢力による違法事案の取締り等				②	オウム真理教については、教団信者による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進するとともに、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携して実態解明に努める。極左暴力集団については、潜在的な違法行為に対する捜査を通じ、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止や違法な調査活動等の非公然・非合法活動の摘発に努める。右翼については、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪の検挙を通じ、テロ等重大事件の未然防止を図るとともに、市民の平穏な生活に支障を与える悪質な街頭宣伝活動に対して、様々な法令を適用して事件検挙に努める。	48 50 53	焦点 情報収集・分析機能の強化等 インターネット・オアシスセンター(仮称)の設置
(6) 不法滞在者等の取締り等				参④	合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進する。	48 50	焦点 情報収集・分析機能の強化等
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、26年度執行額12,697,089千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額12,917,480千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案13,011,035千円(125,096,438千円)であった(警備警察費及び皇宮警察本部(うち警衛・警備に必要な経費)、<)内は複数の政策にわたる経費)。						

業績目標に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界—安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等
	○ 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 3 水際対策の強化 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化 5 官民一体となったテロ対策の推進
	○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化 2 水際対策の強化 3 重要施設・ソフトターゲット対策等の警戒警備及びテロ対処能力の強化 4 官民一体となったテロ対策の推進

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標5 業績目標2

基本目標	国の公安の維持			政策所管課	警備課			政策評価実施予定時期	29年7月頃									
業績目標	災害への的確な対処			政策体系上の位置付け	国の公安の維持													
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。																	
業績指標	達成目標	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠							
		基準年	達成年	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度								
① 災害への対処に係る関係機関との合同訓練の実施状況(各種訓練の実施件数及び事例)	関係機関との合同訓練の実施により、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。	23~27年度	28年度	管区広域緊急援助隊合同警備訓練等での自衛隊等関係機関との合同訓練の回数(回)	7(注1)	8	7(注2)	8	8	8	関係機関との合同訓練の実施状況は、災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。							
注1 東日本大震災により東北管区警察局での訓練が中止となった。 注2 大雨対応により中部管区警察局での訓練が中止となった。																		
② 災害警備活動の実施状況(事例)	災害の発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。		28年度								災害警備活動の実施状況は、災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。							
年(年度)ごとの実績値																		
参考指標	項目	23年		24年		25年		26年		27年		28年		参考指標の考え方				
① 災害警備活動に伴う警察官の出動延べ人員数	警察官の出動延べ人員(人)(注3)(注4)	3,579,211		23,893		28,940		67,819		24,507				災害種別ごとの発生件数、人的被害及び警察官の出動延べ人員は、災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る参考指標となる。				
		地震	台風	計	地震	台風	計	地震	台風	計	地震	台風	計					
	件数(件)(注5)	1	2	3	0	2	2	2	1	3	2	0	2		3	1	4	
	人的被害	死者(人)	15,896	106	16,002	2	3	5	0	47	47	0	12		12	0	9	9
	行方不明者(人)	2,562	17	2,579	0	0	0	0	4	4	0	2	2		0	0	0	
負傷者(人)	6,303	726	7,029	36	278	314	63	315	378	99	328	427	21	341	362			
出動延べ人員(人)(注6)	3,531,908	37,472	3,569,380	369	5,223	5,592	615	16,346	16,961	2,957	11,528	14,485	98	20,500	20,598			
※ 地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。																		
② 警察災害派遣隊の事案ごとの出動延べ人員	項目	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		警察災害派遣隊の事案ごとの出動延べ人員は災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る参考指標となる。				
	出動事案	台風第12号(9月)		新潟県魚沼市におけるトンネル内爆発事故(5月)		九州北部豪雨(7月)		7月26日からの大雨(7月)		広島土砂災害(8月)		御嶽山噴火(9月)			長野北部地震(11月)			
	出動延べ人員(人)(注7)	484		9		138		204		9,231		1,128			226			
										27年9月関東・東北豪雨(9月)								

注3 台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る)の延べ数
 注4 年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上(東日本大震災における出動延べ人員は、地震及び津波が発生した23年に計上)
 注5 件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数
 注6 「災害警備活動に伴う警察官の出動延べ人員」の注釈を参照
 注7 24年度までは広域緊急援助隊出動延べ人員の数(警察災害派遣隊は24年5月に設置されたものであるため。)

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度				事業番号	事業名
(1) 災害警備活動	—			②・参①・ 参②	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係都道府県警察は所要の体制を確立して、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。	8 48	衛星回線契約役務 焦点
(2) 災害対策用資機材の整備				②・参①・ 参②	災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等の充実により、災害の発生に際し被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。	48	焦点
(3) 災害への対処に係る関係機関との合同訓練				①	全国の都道府県警察における各種実戦的訓練の実施により、災害対処能力を充実強化し、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。	48	焦点
(4) 関係機関との情報交換等の連携				①	災害発生時の対処等について、関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図ることで、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。	48	焦点
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、26年度執行額12,697,089千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額12,917,480千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案13,011,035千円(125,096,438千円)であった(警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)、()内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(28年1月) <ul style="list-style-type: none"> 2 地方創生への挑戦 ○ 「防災基本計画」(27年7月中央防災会議決定) <ul style="list-style-type: none"> 我が国の風土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。 						

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標5 業績目標3

基本目標	国の公安の維持		政策所管課	外事課・国際テロリズム対策課				政策評価実施予定時期	29年7月頃			
業績目標	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処		政策体系上の位置付け	国の公安の維持								
業績目標の説明	諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。											
業績指標	達成目標		年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠
	基準年	達成年	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年		
① 国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	国内外の機関との情報交換を始めとした関係機関との連携を強化する。		/	28年							関係機関との連携強化の推進状況は、諜報・国際テロ等の未然防止に向けた取組及びこれら事案への的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。	
② 北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組状況(事例)	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。		/	28年							北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に係る事案への取組状況は、これら事案に対する的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。	
参考指標			年度ごとの実績値								参考指標の考え方	
			項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度		
① 国内における国際テロの発生件数			国際テロの発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	国内における国際テロの発生件数は、国際テロの未然防止に向けた取組の推進状況を測る参考指標となる。	
② 海外における国際テロの発生状況(事例)			—								海外における国際テロの発生状況は、国際テロ等の未然防止に向けた取組をめぐる社会情勢を把握する際の参考指標となる。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等					28年行政事業レビュー		
	26年度	27年度								事業番号	事業名	
(1) 官邸、関係機関等との連携	—		①・②・参 ①・参②	内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行うことにより、関係機関との連携を強化し、国際テロの未然防止、北朝鮮による拉致容疑事案や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組の推進を図る。	48	焦点						
(2) 外国治安情報機関等との情報交換	—				50	情報収集・分析機能の強化等						
(3) 情報収集・分析機能の強化	—				54	ラヂオプレスニュース速報受信						
基本目標に関係する予算額等		基本目標に関係する予算額等は、26年度執行額12,697,089千円(116,879,296千円)、27年度当初予算額12,917,480千円(116,981,772千円)、28年度政府予算案13,011,035千円(125,096,438千円)であった(警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。										

業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界—安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等
	○ 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 1 情報収集・分析等の強化 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
	○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化 1 情報収集・分析等の強化 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	政策所管課	給与厚生課、刑事企画課	政策評価実施予定時期	29年7月頃							
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	政策体系上の位置付け	犯罪被害者等の支援の充実									
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。											
業績指標	達成目標	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	
① 犯罪被害給付制度の運用状況(平均裁定期間)	第2次犯罪被害者等基本計画期間(23~27年度)中の平均値よりも下回る。	23~27年度	28年度	平均裁定期間(月)(注1)	7.3	5.9	6.8	6.9	7.0	6.8		犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第3次犯罪被害者等基本計画)
注1:各年度中に裁定がなされた事件の申請から裁定までの期間の平均												
② 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。	23~27年度	28年度	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	3,851	4,576	5,002	4,423	3,881	4,347		犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第3次犯罪被害者等基本計画)
				部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	468	593	353	639	536	518		
※ 27年度は暫定値												
③ 関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体における相談受件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数)	関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者支援を適切に行う。警察から関係機関・団体等への情報提供を積極的に行う。	23~27年度	28年度	民間被害者支援団体における相談受件数(件)	24,649	25,892	24,177	25,445	28,235	25,680		民間被害者支援団体との連携の状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第3次犯罪被害者等基本計画)
				民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	7,250	8,088	8,150	8,546	6,978	7,802		
				警察からの情報提供件数(件)	712	852	899	833	1,034	866		
※ 27年度は暫定値												
④ 被害者連絡制度(注2)の実施状況	被害者連絡制度を適切に運用する。	23~27年	28年	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年	被害者連絡制度の運用状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第3次犯罪被害者等基本計画)
被害者連絡制度の実施率(%) (注3)	81.9	78.7	82.5	85.4	87.4	83.2						
注2:身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、被害者等の意向を踏まえた上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況等について、事件を担当する捜査員が連絡を行う制度 注3:割合は、対象事件のうち同制度による連絡を行ったもの												
⑤ 犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況	犯罪被害者に対する公費負担制度を適切に運用する。	23~27年	28年	司法解剖後の遗体修復・遗体搬送件数(件)	7,745	8,157	7,798	7,668	6,570	7,588		犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第3次犯罪被害者等基本計画)
				診断書料、初診料、検案書料の支給件数(性犯罪被害者に係るものを除く)(件)	6,202	6,535	6,451	6,702	6,192	6,416		
				緊急避妊費用等(診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用、人工中絶費用)の支給件数(件)	4,289	4,522	4,445	4,236	3,718	4,242		
※ 27年度は暫定値												

参考指標	年度ごとの実績値								参考指標の考え方
	項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	23～27年度(平均)	28年度	
① 犯罪被害給付制度の運用状況 (申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額)	申請 被害者(人)	652	619	558	531	452	562		総合的な被害者支援の推進状況を測る際の参考指標となる。
	(申請件数(件))	(810)	(729)	(645)	(623)	(552)	(672)		
	支給被害者(人)	663	517	516	503	422	524		
	(裁定件数(件))	(835)	(621)	(597)	(591)	(523)	(633)		
	不支給被害者(人)	52	56	55	56	33	50		
	(裁定件数(件))	(61)	(69)	(65)	(64)	(36)	(59)		
	計(人)	715	573	571	559	455	575		
(裁定件数(件))	(896)	(690)	(662)	(655)	(559)	(692)			
	裁定金額(百万円)	2,065	1,509	1,233	1,243	991	1,408		
② 刑法犯(過失犯(注4)を除く。)による死者及び重傷者(注5)の数	死者(人)	656	587	521	570	501	567		業績目標をめぐる社会情勢を的確に把握・分析する際の参考指標となる。
	重傷者(人)	2,788	2,759	2,745	2,718	2,523	2,707		
	合計(人)	3,444	3,346	3,266	3,288	3,024	3,274		
③ 交通事故による死者及び重傷者(注5)の数	死者(人)	4,605	4,465	4,341	4,111	4,077	4,320		業績目標をめぐる社会情勢を的確に把握・分析する際の参考指標となる。
	重傷者(人)	48,228	45,984	44,280	41,150	37,028	43,334		
④ 犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員の配置数及びその他の被害相談専門要員の配置数)	警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員(人)	86	92	70	80	83	82		総合的な被害者支援の推進状況を測る際の参考指標となる。
	その他の被害相談専門要員(人)	136	91	49	55	54	77		
⑤ 指定被害者支援要員制度の運用状況(注6)	項目	23年	24年	25年	26年	27年	23～27年(平均)	28年	総合的な被害者支援の推進状況を測る際の参考指標となる。
	要員数(人)	32,403	32,949	33,687	34,234	35,253	33,705		
	運用件数(件)	28,613	33,811	34,126	31,911	30,594	31,811		

※ ②～⑤については、27年度の数値は暫定値
注4: 過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。
注5: 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。
注6: 専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が、各種被害者支援活動を実施する制度

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度				事業番号	事業名
(1) 警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進				①・②・③・④・⑤ 参①・参④・参⑤	「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を策定し、当該計画に基づく各種支援施策を推進する。	57 71	犯罪被害者支援経費 犯罪被害給付金
(2) 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施				①・②・③・④・⑤	犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施する。		
(3) 研修(被害者支援専科及び被害者カウンセリング技術(初級)専科)の実施				①・②・③・④・⑤	警察大学校等において、被害者支援専科、被害者カウンセリング技術(初級)専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施する。		
(4) 広報の推進				①・②・③・④・⑤	11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図る。	57	犯罪被害者支援経費

全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進 (5)	③	民間被害者支援団体等と「全国犯罪被害者支援フォーラム2016」を共催するなど、引き続き民間被害者団体との連携を図る。	57	犯罪被害者支援経費
被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) (6)	②・③	少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行う。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、26年度執行額1,239,893千円(116,241,880千円)、27年度当初予算額1,439,148千円(116,796,012千円)、28年度政府予算案1,377,214千円(125,096,438千円)であった(犯罪被害給付費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3次犯罪被害者等基本計画」(28年4月閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> V 重点課題に係る具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第3 刑事手続への関与拡充の取組 第4 支援等のため体制整備への取組 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(27年6月30日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 <ul style="list-style-type: none"> 4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 <ul style="list-style-type: none"> [3] 暮らしの安全・安心(治安、消費者行政等) <ul style="list-style-type: none"> (1) 治安・司法・危機管理等 ○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (6) 犯罪被害者等の保護 			

平成28年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現	政策所管課	総務課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施予定時期	29年7月頃							
業績目標	サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	政策体系上の位置付け	安心できるIT社会の実現									
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	23年	24年	25年	26年	27年	25~27年(平均)	28年	
① サイバー犯罪対策に係る取組状況(事例)	サイバー関連事業者等との連携強化等により、サイバー犯罪対策を推進する。		28年度									サイバー関連事業者等との連携強化等の推進状況は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となるため。
② サイバー攻撃対策に係る取組状況(事例)	関係機関、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化等により、サイバー攻撃対策を推進する。		28年度									関係機関、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者との連携強化等の推進状況は、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止等の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	項目	年ごとの実績値							参考指標の考え方			
		23年	24年	25年	26年	27年	23~27年(平均)	28年				
① サイバー犯罪(注1)の検挙件数	合計(件)	5,741	7,334	8,113	7,905	8,096	7,438		サイバー犯罪の検挙件数は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となる。			
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	248	543	980	364	373	502					
	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪	105	178	478	192	240	239					
	ネットワーク利用犯罪	5,388	6,613	6,655	7,349	7,483	6,698					
② サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	80,273	77,815	84,863	118,100	128,097	97,830		サイバー犯罪等に関する相談受理件数は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となる。			
	詐欺・悪質商法	32,892	29,113	36,237	58,340	67,026	44,722					
	迷惑メール	11,667	12,946	10,682	14,185	16,634	13,223					
	名誉毀損・誹謗中傷	10,549	10,807	9,425	9,757	10,398	10,187					
	インターネット・オークション	5,905	4,848	5,950	6,545	6,274	5,904					
	不正アクセス・ウイルス	4,619	4,803	6,220	9,550	7,089	6,456					
	違法情報・有害情報	3,382	3,199	3,132	5,080	4,854	3,929					
	その他	11,259	12,099	13,217	14,643	15,822	13,408					

③ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額	発生件数(件)	165	64	1,315	1,876	1,495	983		インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となる。
	被害額(万円)	30,800	4,800	140,600	291,000	307,300	154,900		
④ インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報件数	違法情報(件) (注2)	36,573	38,933	30,371	35,013	72,073	42,593		インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報の件数は、インターネット上における違法情報の流通に対する抑止の度合いを測る一つの指標となる。
⑤ 出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪に遭った児童の数	出会い系サイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	282	218	159	152	93	181		出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪に遭った児童の数は、出会い系サイト及びコミュニティサイトに関する児童被害の防止に向けた対策の推進の度合いを測る一つの指標となる。
	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	1,085	1,076	1,293	1,421	1,652	1,305		
⑥ 標的型メール攻撃の把握件数	標的型メール攻撃の把握件数(件)		1,009	492	1,723	3,828	1,763		「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」(注3)を通じて警察が把握した標的型メール攻撃の件数は、サイバー攻撃をめぐる情勢を把握する際の一つの指標となる。
⑦ サイバーテロ(注4)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0		サイバーテロの発生件数は、IT社会におけるサイバーセキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となる。

注1 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪
注2 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報
注3 23年8月、標的型メール攻撃に関する情報を共有することで被害拡大の防止を図ることを目的として、警察と先端技術を有する事業者等が構築した情報共有ネットワークで、28年1月現在、7,333社が参画している。
注4 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	28年行政事業レビュー	
	26年度	27年度				事業番号	事業名
(1) 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化				①・参①・参③	効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式を推進するとともに、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪に関する専門知識を習得させるための研修を実施するほか、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するなどして、適正なサイバー犯罪捜査を推進するとともに、サイバー犯罪の抑止を図る。	62	サイバー犯罪取締りの推進
(2) 警察職員への研修等によるサイバー攻撃対策のための体制強化(13年度)				②・参⑦	サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法等に関する研修及び民間委託による訓練等を実施するほか、新たなサイバー攻撃に対応できる資機材を整備するなどし、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。	65	サイバー攻撃対策の推進
(3) 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進				②・参⑦	リアルタイム検知ネットワークシステムを運用しサイバー攻撃の予兆・実態把握に努めるとともに、同システムの高度化に資するインターネット観測技術に関する調査研究を実施し、サイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(4) 情勢に対応した訓練環境の充実				①・②・参①・参⑦	各種サイバー犯罪事案やサイバー攻撃事案を疑似的に体験できる訓練環境を充実させるとともに、全国警察のサイバー犯罪対策やサイバー攻撃対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施するなどし、サイバー犯罪の抑止並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。	63	情勢に対応した訓練環境の充実
(5) 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発				①・参①・参③	警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における講演やセミナーを実施するほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトやセキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を活用して、情報セキュリティに関する広報啓発を行い、積極的な通報を喚起するなどし、サイバー犯罪の抑止を図る。	61	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等
(6) サイバーテロ対策協議会、共同訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携				②・参⑦	事業者等への個別訪問、サイバーテロ対策協議会等を通じた情報セキュリティに関する情報提供、事案発生を想定した共同訓練、意見交換等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(7) 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携				②・参⑥	サイバー攻撃に関する情報を集約・分析し、その結果を事業者等と共有することで、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化並びにサイバーインテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(8) 国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化				①・②・参①・参③・参⑦	G8ハイレベル犯罪サブグループ会合への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化し、サイバー犯罪の抑止並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		

(9) 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用	参①・参③	ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯について一斉取締りを行うなど効果的な取締りを実施するほか、システムの運用により、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図るなど、合同・共同捜査を積極的に推進して効率的な捜査活動を行い、サイバー犯罪の抑止を図る。	62	サイバー犯罪取締りの推進
(10) 情報技術解析に係る関係機関との連携強化	①・②・参①・参③・参⑦	情報技術の解析に係る国内外の関係機関、民間有識者等との情報共有を行い、サイバー犯罪の抑止並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(11) 総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化	①・参①・参③	総合セキュリティ対策会議の開催や、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)の運営を行うほか、プロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について検討や情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進するなどし、サイバー犯罪の抑止を図る。	61 62	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等 サイバー犯罪取締りの推進
(12) インターネット・ホットライン業務(注5)の効果的運用(18年度)	参①・参④	警察庁が業務委託しているインターネット・ホットラインセンターにおいて、一般のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、サイト管理者等への削除依頼、警察への通報等を行うことにより、各都道府県警察において効率的かつ効果的な取締りを推進し、サイバー犯罪の抑止を図る。	59	インターネット・ホットライン業務
(13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用(15年度)	参①・参⑤	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用により、サイバー犯罪の抑止を図る。		
(14) サイバー防犯ボランティアの育成・支援	参①・参④	サイバー防犯ボランティアの育成・拡充を促進して、サイバー空間の規範意識の向上や安全・安心に対する国民の意識を醸成するほか、団体数の増加などで活動の活性化を図ることによって、サイバー犯罪の抑止を図る。	59	インターネット・ホットライン業務
注5 一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報(児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報)等に係る通報を受け付け、警察に通報したり、サイト管理者等に削除依頼を実施する業務				
基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額等は、26年度執行額253,320千円(116,241,880千円)、27年度当初予算額229,703千円(116,796,012千円)、28年度政府予算案185,282千円(125,096,438千円)であった(情報技術犯罪対策費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築 ○ サイバーセキュリティ戦略(27年9月4日閣議決定) 5 目的達成のための施策 <ul style="list-style-type: none"> 2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 3 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障 			